

議員提出議案第2号

令和元年8月29日

逗子市議会議長 高野 毅 殿

逗子市議会議員

岩崎年治 

同

橋爪明子 

逗子市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の基準を定める条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号。以下「法」という。）附則第4条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第10項第4号に規定する施設の基準について定めるものとする。

(基準)

第2条 法附則第4条第2項に規定する条例で定める基準は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に定める基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、法附則第4条に規定する経過措置の期間を経過した日に、その効力を失う。

(提案理由)

劣悪な施設を排除するための指導監督基準を満たさない施設を対象から除き、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築するため提案する。